

議事録 兼 報告書

会議名称	伊那市上下水道事業運営審議会
日時	令和4年8月23日（火） 18:30～19:20
場所	庁議室
議事内容	
<p>（進行 水道部長）</p> <p>1 開会のことば 水道部長</p> <p>2 あいさつ 会長</p> <p>3 会議事項（議長 会長）</p> <p>（1）水道料金の改定に係る答申について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料により、水道（事務局）説明 ・質疑討論 <p>（委員）附帯意見の（2）の関連で教えてください。滞納世帯は具体的に何世帯くらいあるのでしょうか。また、滞納の理由として、意図的かどうか、自分は水道料金を払わないと言っている方は、一番の理由として何を主張されているのでしょうか。</p> <p>（事務局）お金に不自由がなければ、水道料金もお支払いいただいていると思いますが、余裕のない場合、優先順位として水道料金の支払いが後に回るケースもあると考えられます。ただ、水道料金の場合は、法律でも規定されているとおり、滞納がある場合は、給水を止めることができます。原則としては、2期にわたりお支払いいただけない場合は、予告をしたうえで給水を停止し、お支払いをいただいた段階で給水を再開することになります。</p> <p>（委員）トラブルは無いということでしょうか。お金は持っているが、水道料金を払わないという場合、給水を停止して問題ないわけですね。</p> <p>（事務局）はい。水道の場合、生活していくうえで欠かせないものですので、滞納があっても、給水停止になると困るからお支払いしますという流れになることが多いです。給水を停止しても払わないという方は、基本的にはおられません。真にお困りの方も中にはいらっしゃると思いますが、生活保護の対象になるような場合は、これまでも福祉的な手当をしております。附帯意見の中では、そのあたりも手厚く支援してほしいという内容になっております。また、未払いの件数ですが、令和3年度の現年度分としては244件になります。調定件数が、20万件近くあるうちの244件となりますので、徴収率も限りなく100%に近い状況になっております。調定件数とは、請求書の通数のよ</p>	

うな意味合いになりますので、6分の1にすると概ね世帯数に近い数字になると思います。

(委員) 過年度分の未納件数は、どのくらいあるのでしょうか。

(事務局) 公営企業会計ですので3月末で打ち切り決算となりますが、市全体の徴収対応ということで、他の債権と横並びで比較するため、便宜的に5月末時点を基準として集計した件数が244件ということになります。それよりさらに過年度になりますと、179件であります。

(委員) 滞納整理をする中で、不納欠損とする場合もあると思いますが、どのようなケースが多いのでしょうか。

(事務局) 現年度分につきましては、不納欠損は一切行っておりません。過年度分につきましては、令和3年度は64件を不納欠損としましたが、理由としては、債務者の居場所が分からないですとか、真に経済的に困窮していて支払いの目途がない場合など、市の債権管理条例の要件に基づき、処理を行っております。

(委員) 附帯意見の(2)ですが、ここに意見として載せるということは、現在、取組がない、または不十分という考えのもとに書かれた内容ということでしょうか。

(事務局) 先日の会議でもご報告させていただきましたとおり、6月の補正予算により支援は始まっております。文言として最終行にあるとおり、「支援策の『充実』に努められたい」ということで、既存の制度はありますが、更に充実してほしいという考え方のもとでまとめてあります。今後コロナ禍や物価高騰の影響がどのようになっていくのか分からない部分もありますので、そうした中で「充実」という表現を使っています。

(委員) 「生活困窮者」という漠然とした表現でいいのかな、と思いましたが、いかがでしょうか。

(事務局) 様々なケースの方がいらっしゃると思いますが、一定の要件を設けて対象となる方を網羅的に「生活困窮者等」としています。

(委員) 「支援策の『更なる』充実」に努められたい」としてはどうでしょうか。

(事務局) ここでの考え方としては、既存の支援策がある中で、更に充実を、という意味合いで「支援策の充実」に努められたい」という表現としております。

(委員) (2)の文章の中で、「細やかな対応」という表現がありますが、非常に抽象的で、「支払いの猶予」以外に具体的にどのような対応を指すのか、伝わらない面があると思います。内容の裏付けを持っていけば結構だと思いますが、表現が少し分かり難いと思いました。

(事務局) 生活に困っている方の状況は、一律ではないということもあります。いろいろなケースの背景に応じて、細やかな手当をしていくという意味です。

(委員) 言わんとすることは、だいたい分かりますが、例を挙げていただくとありがたいです。ここに具体的に書く必要はないと思います。

(会長) この審議会で、どこまで具体的に意見として言えるのか微妙なところもあります。他にも様々な審議会がある中で、この審議会の分掌としてできる範囲は、どこまでになりますか。

(事務局) (2)については、あくまでも市長部局への要望となります。支払いの猶予については、本審議会の範囲ですが、それ以外の経済的な支援になりますと、範囲外となります。

(会長) 支払いの猶予以外の経済的な支援について、この審議会で決めることはできないと理解しました。あまり細かなことに言及すると、あなた方にそのようなことを言う権利はないだろうということになってしまいますので、その部分は、総合的に一つのパッケージとして、行政として支援してくださいね、というところまでに留めざるをえないと私は思っています。このあたりは、予算や議会が絡む話になってくると思いますので、どこまで強く要望できるのか、ちょっと微妙だなどは思いました。実際に市長へ答申するときに、こちらの思いを伝えざるを得ないと思っています。

(委員) 「細やかな対応」の具体的な中身が分からない中で、審議会の委員はそれを認めたのか、と言われても困ります。

(会長) 我々に具体的な支援の内容を決める権利はありませんし、それを認めたのかと言われても、それはお門違いだと思います。むしろ、対応を検討する部署が、要望の意図をきちんと汲み取れているかどうか、ということではないでしょうか。生活困窮者に対しての支援は、上下水道だけに限らず、現状でも行われていると私は理解していますが、上下水道を取り巻く環境もこういう状況ですよ、ですから何らかの支援策を盛り込んでくださいということを要望していくことがよいだろうと私は思います。市長と具体的にお話した時にどのような反応をされるかにもよると思います。そのあたりの中心となる担当部署はどこになるのでしょうか。

(事務局) 子育ても含めた福祉部門ということになると思います。

(会長) 強く言える立場であれば、本当は(1)としたいところですが、(2)のなかで、要望という形になります。

(委員) どのような内容が「細やか」なのか、具体的なイメージが湧かなかったものですから。要望として投げかけるのは、「細やかな対応」ということで、わかりました。

(会長) 生活困窮者に対して、伊那市として手厚い支援を行っているかどうかという部分について、この上下水道審議会の委員もそうした視点から注目している、というところまでではないでしょうか。それ以上の言及は、現実的ではないと思いますので。

(委員) ここでは「支払いの猶予」が強調されているということですか。

(事務局) 細かく言えば、「支払いの猶予等、細やかな対応を」が一つですね。もう少し広げると「伊那市として、市民の生活を支える総合的な支援策の充実」ということになるかと思っています。先ほど会長から支払いの猶予についての権限はどこか、という話もありましたが、もちろん水道の担当部局で方針は定められますが、市全体のパッケージとして理事者の了解を得たうえで進めていくこととなりますので、単独で決められることではありません。読みやすくするために、「支払いの猶予等、細やかな対応を」が一つ、これは上下水道として意見を言えることです。後段の「伊那市として、市民の生活を支える…」の部分は、こちらで管理できる部分ではなく、広く福祉部門を中心に伊那市としての施策を決めていくこととなります。

(会 長) 伊那市として様々な施策があると思いますが、事務局から説明のあったように、どのような状況かであるとか、原因は何か、というのは非常に多様であると思います。その中で、一定の基準を持って支援をしていくレベルを決めていくということだと思います。専門にやっているそれぞれの部局があるわけですので、むしろ、そうした部署との連携みたいなものが大事になってくるのではないかと思います。

(委 員) 審議会はそのように考えていますよ、ということですよ。

(会 長) 私は、そういう立場であり、それ以上はなかなか踏み込めないと思っております。

(委 員) 良いと思います。

(会 長) 今日いただいた意見は、なかなか文章にすることが難しい部分もありますので、できればこの形でお認めいただけるとありがたいです。いただいたご意見につきまして、市長への答申の際に、口頭で補完しようと思っております。

それでは、この案のとおり市長へ答申するということでお認めいただくことのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、この案により白鳥市長へ答申を行いたいと思います。

(2) 下水道使用料等の改定に係る答申について

- ・資料により、水道（事務局）説明
- ・質疑討論

(委 員) 「下水道使用料等」とありますが、「等」についての意味合いがあるのだと思いますが、使用料だけでなく受益者負担金の関係、それから農業集落排水施設加入金も含めて答申していくという理解でよろしいでしょうか。

(事務局) 説明が不足しており、申し訳ありません。「等」の意味は、基本的には下水道を使用した時の使用料のことになりますが、条例上、公共下水道、特環、農集、特排等、別のところで規定している料金があります。下水道使用料としてしまうと、一般的に公共下水道、特環に限定されてしまいますので、農集など他の汚水処理施設の使用料も網羅するという意味で「等」とさせていただいております。ただし、先ほどありました受益者負担金、農集加入金は、使用料ではありませんので、今回の諮問内容とは関係ありません。

(委 員) もし、受益者負担金や加入金を改正する場合は、どのような手続きが必要になるのでしょうか。

(事務局) 受益者負担金等は、条例で定められておりますが、これらを変えることは公平性に反することになるため、不可能だと思います。今回の場合は、使用料と名の付くものだけになります。

(委 員) 受益者負担金や農集加入金は、過去に改正したことはあるのでしょうか。

(事務局) 接続した時期によって、高い方、安い方がいると不公平が生じてしまいますので、

無いはずです。

(委員) 農集加入金について、高遠と長谷があまりにも極端（旧高遠町は一律 605,000 円、旧長谷村は、一律 330,000 円）だと思いましたので、今まで問題が生じなかったのか、経過をお聞きしたいと思いました。

(事務局) 今回の件とは関係ありませんが、合併協議を踏まえて制定された内容になります。当然、過去からの加入者と新たな加入者との公平性を考えて出された結論ではないかと思えます。地域間の差については、合併協議の中で調整されたもので、一律としなかったというのが現状だと思います。

(会長) 他にはよろしいですか。それでは答申案について、この内容をお認めいただき、案文のとおり市長へ答申することよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、お認めいただきましたので、先ほどの上水道の分と併せて白鳥市長へ答申を行いたいと思います。(3)については、上下水道両方に共通する部分でありますので、答申の折に口頭で補足させていただきたいと思います。

(3) その他

・なし

4 その他

(事務局) 委員の皆様の任期の関係になりますが、本年の 11 月 30 日までということをお願いしております。今回が現委員の皆様での最終の会議ということになります。少し早いわけですが、会議へのご出席、またご意見等を頂戴しましたことについて、御礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

5 閉会のことば

副会長

以 上